

広島県告示第七百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年八月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
医療法人社団柏原会	呉市安浦町安登西五丁目一―番一九号	介護老人保健施設葵の園・安浦	呉市安浦町安登西五丁目一―番一九号	平成二十三年六月二〇日
医療法人社団柏原会	呉市安浦町安登西五丁目一―番一九号	葵の園・安浦居宅介護支援事業所	呉市安浦町安登西五丁目一―番一九号	平成二十三年六月二〇日
株式会社さくらケアサポート	広島市中区大手町三丁目一三番一八号	さくら・介護ステーション三原	三原市城町二丁目二番五号	平成二十三年六月三〇日
ゼネラルサービス有会社	廿日市市桜尾本町一〇番一三号山崎ビル一〇一―号	もみじ介護センター	廿日市市桜尾本町一〇番一三号山崎ビル一〇一―号	平成二十二年一月五日